郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会(第2回)議事要旨

1 日時

平成19年9月26日(水)10:30~12:00

2 場所

総務省 1階 共用会議室2

- 3 出席者
- (1) 構成員(五十音順、敬称略) 井手 秀樹、大谷 和子、清野 幾久子、藤原 靜雄、三村 優美子
- (2) 総務省

橋口郵政行政局長、原口郵政行政局総務課長、後藤郵便企画課長、松岡郵便企画 課課長補佐

## 4 議題

- (1) 郵便事業分野における個人情報保護に関する論点整理について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

## 5 議論の概要

- (1) 郵便事業分野における個人情報保護に関する論点整理について
- 資料1について事務局より説明を行い、意見がある場合には週内に事務局に 連絡する旨が了承された。→意見なし。
- 資料2について事務局より説明を行い、次のような議論が行われた。
- ①論点1について
- (座長) 私の問題意識としては、委託先又は再委託先から情報の漏えいがあったとき、委託元の責任が問われるということがある。
- (大谷) 郵便局会社は、郵便事業会社から個人情報の取扱いの委託を受けるわけではなく、業務の委託を受けることとなる。つまり郵便局会社が扱う個人情報とは、郵便事業会社から窓口業務を受けたことにより発生する郵便局会社の個人情報だと思う。

よって、<u>ガイドラインの適用対象としては、郵便事業会社と郵便局会社の</u> 2者となり、それぞれの事業特性に配慮したガイドラインとする考えが成り 立つと思う (E案)。

- (課長)事業主体としては郵便事業会社なので、これを全面に立てていく方がすっ きりすると思うが、利用者サイドから見れば、目の前の郵便局からサービス が提供されているということも考慮しなければならないと思う。
- (三村) 今までは郵政公社という巨大な組織の中で、支社や郵便局、簡易郵便局が

それぞれ義務と責任の下に業務が行われバランスが取れていたものが、これからは別々の会社としてそれぞれの業務を行っていくことを考えれば、逆に郵便事業会社そのものがある程度一元的に責任を持つことを明確化した方が制度的にすっきりすると思う(B案)。その上で、窓口に個人情報が集まるような個別的な問題に対しては、特定の規程を置くこととすればよい。

- (局長) B案とE案は、個人情報の取り扱い責任者として、責任の明確化のために 郵便事業会社とするのか、又は国民との関係上、郵便局会社が前面に出てく るのかという話になると思う。
- (三村) 簡易郵便局が郵便局会社からの委託先になるという三重構造からすると、 郵便局会社に自立性があるべきという理屈もある。逆に言えばあまりにも単 純構造だから、一元的にした方が安全という感じもする。両方の意見がある。
- (清野) 郵便局会社に事業者としての責任があるとすると、郵便事業会社という親の責任が不明確になるという恐れがあるが、ガイドラインでは個人情報保護法で十分にカバーできないところ、気をつけるべきところを一番フォローする形に持って行くのが一番良い。個人情報が一番集まるのは郵便局会社なので、そこに責任や枠をかけやすいような仕組みを考えると、局会社も適用対象に入れる考えも成り立つと思う。

### ②論点2について

- (座長)本件については、実務が動くかどうかの観点も必要。例えば案Eでは当該郵便局で開示等手続きを行うことになるが、郵便局毎に、何をどこまで開示するといったことについて、ばらつき等が生じることはないか。
- (課長) 局員1000人の大規模局と、2,3人しかいない特定郵便局では、その 事務処理能力からすれば、相当ばらつきが出てくるのは避けられないと思う。
- (清野) 責任の所在を考えれば、郵便事業会社が垂直的に調整を行えるA案かB案 が良いと思う。
- (大谷) おそらく多くの支店を持つ金融機関などでは、本人確認などは事務手続き 上全て窓口で行っているものの、最終的な判断はやはり本社で決定という形 を取っているはず。
- (補佐) B案は、郵便事業会社本社が一括して責任を持つというものではなく、実際の処理は支店・郵便局で行うけれども、それについて郵便会社が監督をするもの。最終決定的なものは事業会社本社が行うような考え。
- (清野) 情報公開であれば簡易開示というものがある。一定の要件に当てはまるものは窓口でできて、それ以外のものは本来の所にもっていくという二段構えの構成などというのも考えられるのでは。つまり支店で簡易開示できるものと、事業会社に必ず回すものという整理もできるのでは。
- (座長) 論点1にも関係する問題であり、B案かE案かということで、次回までにもう少し考えることとしたい。

#### ③論点3について

(清野) 情報量が多いことを以て、特別の訓示規定を設ける必要なないと思う。 (井手、三村) 同感。

#### 4 論点 4 について

(清野) 配達原簿ファイルは、住民基本台帳以上に詳細で正確なデータを有しており、その重要性を鑑みれば、訓示規定ではなく、より明確な形で管理・配慮を行えるような形にすべき。

また、仮に原簿ファイルの内容に間違いがあったことで送達が遅延して損害が発生したり、ファイルの削除請求や訂正請求が行われたときのために、原簿ファイルの位置付け及び配慮の内容についても、ある程度整理願いたい。

- (座長) 住民基本台帳については、これまで債務者追跡のために利用されてきたが、 近年は非公開の方向に転換してきているため、配達原簿ファイルの重要性は 一層高まっているというべき。ドイツでは、債務者追跡という目的について 特定の条件を満たせば使うことができると聞いているが、原簿ファイルの取 扱については、何らかの配慮規程があるべき。
- 事務局より、JPグループ内の情報共有について口頭で説明が行われたことに対しては、以下のような意見があった。
  - (大谷) 日本郵政全体で情報共有をしようという話だが、利便性のための情報共有 という大原則がある一方で、逆に、通常以上にファイアーウォールを高くす べきという言い方をしてもいいと思う。

確かに、例えば金融の通知が不達になったときに、郵便事業会社には転居 届が出ていたのでそれを活用するとかは良いと思うが、無制約に、HPで周 知しただけで共同利用ができてしまうということが気になる。郵便の情報は 郵便事業の中で用いられるべきで、郵便事業において得られた情報が他の分 野に出ていくのは適当ではないのでは。

#### (2) 今後のスケジュールについて

〇 次回会合は10月開催を予定。

# (3) その他

特に議論なし。